第四十五号議案

右 の 平 成 議 案 + を 提 八 年 出 す 六 月 る 九

日

江 戸 Ш X 職 員 の 退 職 管 理 に 関 す る 条 例

提出者

戸川区長

江

多

田

正

見

江 戸 Ш \overline{X} 職 員 の 退 職 管 理 に 関 す る 条 例

趣 旨

第 条

法 ᆫ لح こ 11 の う 条 例 は 第 ` \equiv 地 + 方 八 公 条 務 の 員 法 第 八 昭 項 和 及 び 十 第 五

年

法

律

第

百

六

+

号

0

以

下

八

条

の

六

第

項

の

規

定

に

基

す

る

Ξ +

き 職 員 の 退 職 管 理 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る も ഗ لح

づ

再 就 職 者 に ょ る 依 頼 等 の 規 制

条 法 第 \equiv + 八 条 の 第 項 第 兀 項 及 び 第

五

頂

ഗ

規

定

に

ょ

る

も

の

の

ほ

か

第

政 職 者 $\overline{}$ 同 条 第 項 に 規 定 す る 再 就 職 者 を 61

組 織 法 昭 和 _ + Ξ 年 法 律 第 百 = + 号 $\overline{}$

第

=

+

条

第

頂

に

規

定

す

る

部

う

 \smile

ത

う

ち

同

条

第

八

項

ത

玉

課 長 の 職 に 相 当 す る 職 لح L て 特 別 \overline{X} 人 事 委 員 会 規 則 以

ᆫ 当 لح 該 11 職 う に 就 で L١ て 定 11 め た る 時 も に の 在 に 職 離 職 し て し 11 た た 日 執 の 行 五 機 年 関 前 **ത ത** 組 日 ょ 織 等 1) 前 $\overline{}$ 法 に 第 就 \equiv 61

規

則

者

は

長

又

は

家

行

再

就

同 項 第 に 規 頂 定 に す 規 る 定 役 す 職 る 員 地 を 方 L١ 公 う 共 4 体 又 の は 執 同 行 条 機 第 関 八 の 頂 組 の 織 役 等 職 を 員 ŀ١ に う 類 す る の 者 لح 役 職 L

事 事 務 委 を 員 会 L١ う 規 則 で で 定 あ め つ る て も 離 の に 職 L 対 L た 日 契 の 五 約 年 等 前 事 務 の 日 ょ 同 条 1) 前 第 **ത** 職 頂 務 に 規 当 定 す 該 職 る 契 に 就 約

人

 $\overline{}$

の

L١ 行 等 為 て を 11 す た لح る ょ き う の に 職 務 又 に は 限 L る な L١ ょ に う 属 に す 要 る 求 も L の に 又 関 は し 依 頼 離 L 職 て 後 は な 年 5 間 な 職 61 務 上

の

 $\overline{}$ 任 命 権 者 ^ の 届 出

下

 \neg

人

事

委

員

会

+

八

条

て

員

て

11

た

1

公

布

の

日

か

5

施

行

す

る

こ 施 の 条

行 付 期 日 則

例 は ` 江 L١ 戸 て Ш は \overline{X} 教 同 育 項

給 与 負 担 法

つ

校

職

員

中

委 員 \neg 会 離 _ 職

 $\overline{}$ 昭 和 \equiv

ح し 読 た 職

み 替 え る も ഗ لح

す

る

又 年 は 法 こ 律 れ 第 に 百 相 \equiv 当 + す 五 号 る

職

ത

任

命

権

者

ᆫ

لح

あ

る

ഗ

は

 \smile

第

条

に

規

定

す

る

職

員

に

権 者

に

人

事

委

員

会

規

則

で

定

め

る

事

項

を

届

け

出

な

け

れ

ば

な

5

な

11

に

ょ

1)

速

ゃ

か

に

離

職

L

た

職

又

は

こ

れ

に

相

人

事

委

員

会

規

則

で

定

め

る

場

合

を

企

業

ത

地

位

に

就

61

た

則

2

前

頂

の

場

合

に

お

L١

て

職

員

の

う

ち

江

戸

Ш

 \overline{X}

立

の

学

校

に

勤

務

す

る

市

町

村

立

学

+

Ξ

る を で 定 者 得 離 لح る め な 場 る

れ

酬

は

律

 $\overline{}$

平

成

+

年

法

律

第

五

に

就

L١

て

61

る

者

及

び

公

益

的

法

人

等

^

の

般

職

の

地

方

公

務

員

ത

派

遣

等

に

関

す

る

法

除

<

退

職

手

当

通

算

法

人

同

条

第

項

に

規

定

す

る

退

職

手

当

通

算

法

人

を

L١

う

 $\overline{}$

の

地

位

頂

に

規

定

す

る

退

職

手

当

通

算

予

定

職

員

を

11

う

で

あ

つ

た

者

で

あ

つ

て

引

き

続

11

て

に

就

L١

て

11

る

職

員

で

あ

つ

た

者

 $\overline{}$

裉

職

手

当

通

算

予

定

職

員

 $\overline{}$

法

第

Ξ

+

八

条

の

第

 \equiv

職 後 つ لح 合 こ た に 3

年 場 限 間 合 る

0 そ 営 の 他

利 又 は

企 業 営 以 利

+ 外

法

人

そ

の

他

の

寸

体

号 $\overline{}$ の +

第 条 第

 \equiv

条

管

理

又

は

監

督

ത

地

位

に

あ

る

職

員

の

職

لح

し

て

人

事

委

員

会

規

則

で

定

め

る

も

の

第 頂 に 規

定 す る 退 職

場 の 合 地 は 位 に 派 就 遣 11 者 た を

場

合

報

日 々 雇 L١ λ れ

5

除 き 人 事 委 員 会

当 す る 職 規

の 任 命

- 3 -

経

過

措

置

2 合 に 第 Ξ つ 条 ١J τ の 規 適 定 用 す は る 0 同 条 に 規 定 す る 者 が こ の 条 例 の 施 行 の 日 以 後 に 離

職

す

る

場

つ 元 $\overline{}$ た 職 説 地 こ 明 員 方 公 لح か に 5 務 伴 現 員 法 い 職 職 $\overline{}$ 昭 員 再 和 就 ^ = 職 の + 者 職 五 に 務 に 年 ょ 関 る 法 す 律 依 頼 る 第 働 等 き 百 の 規 六 か 制 + け 及 が び 号 任 $\overline{}$ _ 命 定 の 権 の 改 者 制 正 ^ 限 に を ょ の 受 再 IJ 就 け 職 る 再 こ 就 の ح 届 職

つ

い

て

定

め

る

必

要

が

あ

る

の

で

本

案

を

提

出

l١

た

し

ます

出

に

に

な

L

た